

島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱

制 定：平成26年3月20日付け農第1645号

最終改正：令和元年5月14日付け農第242号

(通則)

第1 島根県は、農地集積・集約化対策及び農地中間管理機構の事業推進に要する経費につき、予算の範囲内において、別表の補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知（以下「実施要綱」という。）、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱（平成26年2月6日付け25経営第3140号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、農地売買等支援事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第320号農林水産事務次官依命通知。以下「売買支援実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表1から3までに定めるところによる。

(流用の禁止)

第3 次に掲げる流用をしてはならない。

- (1) 別表1から3までの区分の欄に掲げる事業の相互間における流用
- (2) 別表1の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用
- (3) 別表1の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)及び(2)の事業と(3)の事業の相互間における流用
- (4) 別表2の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用
- (5) 別表3の区分の欄に掲げる事業の相互間における流用

(申請手続)

第4 補助事業者が規則第4条により島根県知事（以下「知事」という。）に提出する交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部

分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

（交付申請書の提出期限）

第5 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、知事が別に定める日までとする。

（交付決定の通知）

第6 知事は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容が当該事業の目的及び内容に照らし適正であるか等について審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに規則第5条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

（事業の実施）

第7 補助事業者は、別表1から3までの区分の欄に掲げる事業の実施については、交付決定後に、事業に着手するものとする。

ただし、別表1、2及び3の区分の欄の1の経費の欄に掲げる事業については、その円滑な実施を図る上で、交付決定前に着手する場合にあっては、あらかじめ別記様式第2号により知事に届け出るものとする。

2 前項ただし書により交付決定前に着手する場合において、補助事業者は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となった場合に着手するものとする。

また、この場合において、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等に対し自ら責任を負うものとする。

なお、補助事業者は、交付決定前に着手した場合には、別記様式第1号に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第8 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき（第9に定める軽微な変更を除く。）には、規則第9条第1項の規定に基づき、別記様式第3号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（軽微な変更）

第9 軽微な変更とは、別表1から3までの重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

（概算払の請求）

第10 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第4号による概算払請求書を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する概算払請求書の提出があり、概算払することが適当であると認められるときは、地方自治法施行令第162条第3号の規定に基づき、概算払を行うものとする。

(事業遅延の届出)

- 第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第12 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
 - 2 第1項に規定するほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第13 補助事業者は、補助事業を完了したときは、規則第10条の規定に基づき、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日（補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の5月10日）までに、別記様式第6号による実績報告書を知事に提出しなければならない。
 - 2 補助事業者（第4項第2項の規定により交付の申請をした者を除く。次項において同じ。）は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定（適正化法第15条の規定による確定をいう。）の日の翌年5月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の経理)

第14 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（実施要綱第3の2及び本補助金交付要綱別記の補助事業に関連するものは10年間）整備保管しなければならない。

（契約等）

第15 市町村以外の補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 市町村以外の補助事業者は、前項の契約しようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による指名停止等に関する申立書の提出を、求めることとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（補助金調書）

第16 補助事業者のうち市町村にあっては、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第10号による補助金調書を作成しておかなければならない。

附 則（平成26年3月20日）

この通知は、平成26年3月20日から施行する。

附 則（平成26年5月23日）

1 この通知は、平成26年5月23日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき、平成25年度までに実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

3 この通知の施行に伴い、公益財団法人しまね農業振興公社補助金交付要綱（昭和48年11月7日制定）は廃止する。ただし、廃止前の同要綱により平成25年度までに実施した事業等については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成28年4月21日）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月1日）

1 この通知は、平成28年10月11日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成29年4月18日）

1 この通知は、平成29年4月18日から施行する。

2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則（令和元年5月14日）

この通知は、令和元年5月14日から施行し、平成31年4月1日以後に実施する事業から適用する。

別表1（第1、第2、第3、第7、第9、第10、第12及び第13関係）

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の 変更	事業の内容の 変更
1 農地中間 管理機構事 業	補助事業者が実施要綱第3の1 に規定する次の事業に要する経費 (1)借受農地管理等事業	当該補助 事業に要 する経費 の10/10 以内	農地中間管 理機構	(1)の経費の増及 び30%を超える 減	事業の新設又は 廃止
2 機構集積 協力金交付 事業	補助事業者が実施要綱第3の2 に規定する次の事業に要する経費 (1)地域集積協力金交付事業 ア 集積・集約化タイプ イ 集約化タイプ (2)経営転換協力金交付事業 (3)機構集積協力金推進事業	当該補助 事業に要 する経費 の10/10 以内	市 町 村	(1)から(3)の経 費の合計額の増 及び30%を超え る減	事業の新設又は 廃止

別表2（第1、第2、第3、第7、第9、第10、第12及び第13関係）

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 農地中間管理機構事業	<p>補助事業者が実施要綱第3の1に規定する次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(3)農地中間管理事業等推進事業 イ 農地中間管理機構運営事業</p>	当該補助事業に要する経費の10/10以内	農地中間管理機構	(3)イの経費の増及び30%を超える減	事業の新設又は廃止
2 担い手集積支援金交付事業	<p>補助事業者が本補助金交付要綱別記に規定する次の事業に要する経費</p> <p>(1)農地をまとめて借り入れる認定農業者への支援 (2)担い手不在地域の農地を借り入れる担い手への支援</p>	当該補助事業に要する経費の10/10以内	市 町 村	(1)及び(2)の経費の合計額の増及び30%を超える減	事業の新設又は廃止

別表3（第1、第2、第3、第7、第9、第10、第12及び第13関係）

区 分	経 費	補助率	補助事業者	重 要 な 変 更	
				経費の配分の 変更	事業の内容の 変更
1 農地中間 管理機構事 業	<p>補助事業者が売買支援実施要綱に規定する農地売買支援事業等に要する次の経費</p> <p>(1)機構業務費 農地中間管理機構等が売買支援事業として行う農用地等の売買・賃貸等業務、農地売渡信託等事業として行う農用地等の信託引受・売渡等業務、農地貸付信託事業として行う農用地等の信託引受・貸付け事業等業務及び農地所有適格法人出資育成事業として行う農用地等の買入れ・出資等業務に要する次の経費</p> <p>ア 契約書及び許可申請書作成費 イ 契約書及び許可申請書等関係資料作成費 ウ 登記申請書 エ 登記関係証明書 オ 諸税 カ 金銭消費貸借契約費 キ 対価賃借料徴収支払関係費 ク 財産管理費 ケ 測量費 コ 通信費 サ 旅費 シ 資金回収事務費 ス 信託・出資検討会費 セ 農地管理業務費 ソ 委託契約印紙税 タ 連携強化活動費</p> <p>農地中間管理機構等が行う農地中間管理機構事業の実施に係る団体等との連携活動に要する経費</p>	当該補助事業に要する経費の10/10以内	農地中間管理機構等	(1)の経費の増及び30%を超える減	事業の新設又は廃止

2 農地保有 合理化機能 強化事業費	農地中間管理機構等の機能強化に 要する経費	当該補助 事業に要 する経費 の10/10 以内	農地中間管 理機構等	経費の増及び30% を超える減	事業の新設又は 廃止
3 農地保有 合理化体制 強化事業費	農地中間管理機構等の業務運営体 制の整備強化に要する経費	当該補助 事業に要 する経費 の10/10 以内	農地中間管 理機構等	経費の増及び30% を超える減	事業の新設また は廃止
4 事業推進 強化費（業 務費）	農地中間管理機構等が農地中間 管理事業等の推進のため、県外で 開催される会議、研修会等に出席 するために要する経費	当該補助 事業に要 する経費 の10/10 以内	農地中間管 理機構等	経費の増及び30% を超える減	事業の新設また は廃止

(用語の定義)

※農地中間管理機構等：農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構）及び旧農地保有合理化法人（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人）

※売買支援事業：売買支援実施要綱第4に規定する事業（5に規定する事業を除く。）

※島根県農業委員会ネットワーク機構：実施要綱別表1に定める都道府県農業委員会ネットワーク機構であって、島根県において指定されたもの

別記様式第1号（第4関係）（その1）

（別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する場合）

年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長
（〇〇市町村長）

氏 名 印

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

（注）（〇〇〇〇）には、別表1の区分又は経費の欄の該当する事業名を記載する。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	事 業 費 (A+B) 円	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
合 計				

（注） 区分の欄は、別表1の区分及び経費の欄の事業名を記載する。

- 4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 年 月 日
- 5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表1の区分及び経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

市町村等の補助金交付規程又は要綱等

(注) 「2 事業の内容」欄の記載は、実施要綱第6の3の(1)に定める農地中間管理機構事業実施計画(別紙様式第1号)、同3の(2)に定める市町村機構集積協力金交付事業実施計画(別紙様式第3号)の写しをもってこれに代えることができるものとする。

別記様式第1号（第4関係）（その2）

（別表2の区分の欄に掲げる事業を実施する場合）

年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長
（〇〇市町村長）

氏 名 印

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

（注）（〇〇〇〇）には、別表2の区分又は経費の欄の該当する事業名を記載する。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 （又は補助事業に 要した経費） (A+B+C+D)	負担区分				備 考
		国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	農地中間 管理機構 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

（注）1 区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名を記載する。

2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、実施要綱第14の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金 その他の	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名等を記載する。

6 添付書類

- (1) 市町村等の補助金交付規程又は要綱等
- (2) 定款、寄附行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (3) 事業の一部を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

(注) 2の様式は、実施要綱第7の1及び第10の1の(1)に定める事業実施計画書に定める事業実施計画書に準ずる。

別記様式第1号（第4関係）（その3）

（別表3の区分の欄に掲げる事業を実施する場合）

年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）交付申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長
氏 名 印

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第4に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

（注）（〇〇〇〇）には、別表3の区分又は経費の欄の該当する事業名等を記載する。

1 事業の目的

（注）別表3の区分又は経費の欄に掲げる経費ごとに記入すること。

2 事業の内容

(1) 機構業務

ア 事業推進計画（又は実績）

（実施主体： ）

区 分	回 数	員 数	備 考
1 契約書作成		部	金額 内訳 委託事業の場合には、委託先名を記入すること。
2 諸税		筆	
3 財産管理費			
(1)見回り	回	延 人	
(2)除草		ha	
4 測量費		件	
5 旅費	回	延 人	
6 資金回収事務費(旅費)	回	延 人	
7 信託・出資検討会	回	延 人	
8 農地管理業務費 (保全検討会)	回	延 人	
9 印紙税		部	地区数 地区
10 連携強化活動費			
(1)連携強化活動手当		延 人	
(2)資料作成作業員		延 人	
(3)連携協議会開催費	回	延 人	
(4)連携調査旅費	回	延 人	

度 末 保 有 量	使用貸借	一般タイプ																	
		担い手支援 (貸借)																	
	未貸付	一般タイプ																	
		担い手支援 (貸借)																	

- (注) 1 売買の欄は、売買支援実施要綱第4の1の(2)の事業を、貸借の欄の担い手支援(貸借)は、同要綱第4の1の(1)の事業を、一般タイプは同要綱第4の2の事業をいう。
- 2 前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の件数は買入件数によるものとし、また、価額欄には対応する土地等の買入価額を記入する。
- 3 交換の場合の譲受、譲渡は売買欄に〈 〉書で、譲受=買入、譲渡=売渡として外数で記載すること。
- 4 売渡の価額欄は、下段には当該売渡土地の売渡価額を記載し、上段には、売渡価額に対応する土地等の買入価額を〔 〕内に記載する。また、未墾地の売渡の面積欄は、下段には全売渡面積を記載し、上段にはそのうち未墾地のままで売渡した面積を〔 〕内に記載する。
 なお、長期育成タイプのうち分割払い型については、代金を完済したものを売渡の欄に記入し、価額の欄は、下段は記入せず、上段に該当する買入価額を〔 〕内に記載する。
- 5 貸借の欄には、一括前払いに年払いを含めて記載する(年払いについては価額の記載を要しない)。
 なお、一括前払いについての本年度分欄の借入価額欄は前払いをした金額を記載し、継続貸付、新規貸付の価額欄には当該年度の実際の賃借料収入額を記載し、前年度末保有量欄及び本年度末保有量欄の価額欄には、それぞれの区分に該当する土地に係る前払資金の借入残高を記載する。
- 6 解約とは、農地中間管理機構等と転借人、返還とは、地主と農地中間管理機構等との関係である。
- 7 農業用施設用地等には、混牧林利用地を含め、農業用施設等には、当該施設と一体的に利用される装置を含む。

(2) 農地保有合理化機能強化事業費

合理化関係事務職員費

(単位：円)

該当職員	人件費	県助成額
該当者A		
該当者B		
計		

(3) 農地保有合理化体制強化事業費

合理化関係事務職員費

(単位：円)

該当職員	人件費	県助成額
該当者C		
該当者D		
計		

(4) 事業推進強化費(業務費)

区分	件数	員数	備考
		延 人	行先 ○○○ ○○○

3 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B)+ (C)+(D)+ (E)	補助事業に要 する経費（又 は補助事業に 要した経費） (A)+(B)	負 担 区 分					備考（経 費の内訳 等）
			国 庫 補助金 (A)	都道府 県 費 (B)	市 町 村 費 (C)	農地中 間管理 機構等 費 (D)	その他 () (E)	
1 農地売買支援事業費 (1) 機構業務費	円	円	円	円	円	円	円	
2 農地保有合理化機能強化事業費								
3 農地保有合理化体制強化事業費								
4 事業推進強化費（業務費）								
合 計								

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

また、売買支援実施要綱第7の1の交付決定前着手届を提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

4 事業完了予定年月日（又は完了年月日） 年 月 日

5 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
国 庫 補 助 金	円	円	円	円	
都 道 府 県 費					
農地中間管理機構等費					
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
1 農地売買支援事業費 (1) 機構業務費	円	円	円	円	
2 農地保有合理化機能強化事業費					
3 農地保有合理化体制強化事業費					
4 事業推進強化費 (業務費)					
合 計					

6 添付資料

補助金の交付に関する規程その他参考資料を添付すること。

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長
（〇〇市町村長）

氏 名 印

年度（〇〇〇〇）事業交付決定前着手届

年 月 日付け 第 号で承認を受けた（〇〇〇〇）事業実施計画に基づく別紙の事業について、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

※（〇〇〇〇）には、別表1から3までの区分の欄の該当する事業名を記載する。

記

1. 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
2. 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更はないこと。

(別 紙)

事業の内容	区 分	事 業 費 (千 円)	着工予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）※変更承認申請書

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長
（〇〇市町村長）

氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき、下記のとおり計画を変更し[金 円
の追加交付（減額承認）を受け]たいので、承認されたく申請する。

なお、その他については、申請書記載のとおりである。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容

（以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。）

- （注）
- 1 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。
 - 2 金額の変更のない場合は [] の部分を除くこと。
 - 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止」又は「廃止」と置き換えること。
 - 4 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、総括表（各様式に規定されている場合に限る。）、経費の配分及び収支予算については、変更がないものについても記載するものとする。

別記様式第4号（第10第1項関係）

年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）※概算払請求書（兼遂行状況報告書）

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長
（〇〇市町村長）

氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第10第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を交付されたく請求する。（併せて、同要綱第12の規定に基づき、事業の遂行状況を報告する。）

記

年 月 日現在

区分	総事業費	県補助金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残額 (A)-(B+C)		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高 (B/A)	金額	〇月〇日 迄予定出 来高 (B+C/A)	金額	〇月〇日 迄予定出 来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- (注) 1 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。
- 2 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3「経費の配分及び負担区分」の区分欄に記載された事項について記載すること。
- 3 第12第1項ただし書の規定に基づき、本概算払請求書をもって、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告(第〇・四半期末の進捗度)」について記載すること。また、表題及び本文に上述括弧書のとおり記載すること。

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長
（〇〇市町村長）

氏 名 印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第12の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

記

1 事業遂行状況（第 〇 四半期末現在）

区 分	総事業費 A	出来高事業費 B	進 捗 度 B/A	残高事業費	備 考
	円	円	%	円	
合 計					

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了予定年月日 年 月 日

(注) 1 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。

2 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3「経費の配分及び負担区分」の区分欄に記載された項目について記載すること。

別記様式第6号（第13第1項関係）

年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）※実績報告書

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長
（〇〇市町村長）

氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第13第1項の規定により、その実績を報告する。

（なお、併せて精算額として金 円の交付を請求する。）

記

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
2 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。
3 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。
4 添付書類については、各事項の根拠となる支払経費の内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

別記様式第7号（第13第3項関係）

年度農地集積・集約化対策事業費補助金（〇〇〇〇）消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

島根県知事 殿

島根県農地中間管理機構の長
（〇〇市町村長）

氏 名 印

年 月 日付け 第 号により交付決定通知があったこの事業について、島根県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注） 表題括弧書については、別記様式第1号に準じて記載すること。

記

- | | | |
|--------------------------|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注） 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

（注） 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注) 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注) 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第 10 号 (第 16 関係)

年度

農林水産省所管

農地集積・集約化対策事業費補助金調書

国			地方公共団体名										備考
			歳入			歳出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
合計													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

(別記)

担い手集積支援金交付事業

第1 目的

農地中間管理機構（以下「機構」という。）から農地を借り入れる認定農業者等の担い手を支援することにより、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速することを目的とする。

第2 事業実施地域

1 対象地域

支援金の対象となる地域は次の（1）から（5）までの地域とする。

- （1）特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- （2）山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- （3）過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- （4）半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- （5）離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

2 対象農地

支援金の対象となる農地は、農業振興地域の区域内の農地とする。

第3 事業の内容

1 農地をまとめて借り入れる認定農業者への支援

農地をまとめて借り入れる認定農業者や担い手による広域連携組織に対し、第4により支援金を交付する。

2 担い手不在地域の農地を借り入れる担い手への支援

担い手不在地域の農地を借り入れる認定農業者等に対し、第5により支援金を交付する。

第4 農地をまとめて借り入れる認定農業者への支援

1 交付対象者

農地をまとめて借り入れる認定農業者（集落営農法人を除く）、担い手による広域連携組織等

2 交付要件

- （1）事業実施年度の前年度の1月1日から事業実施年度の12月末日までに、機構を通じて新規に6年以上の利用権設定を行う農地であること。

- (2) 農地の出し手、受け手による話し合いを通じて、農地の集積・集約化、規模拡大及び新規作物の導入等地域での合意形成がなされていること。
- (3) 対象地域は、以下の要件を満たす「地域」とする。
- ① 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれていること（区域の外縁が明確である場合に限る）。
 - ② 以下のいずれかに該当するものであること。
 - ア 農業集落、大字又は学校区等、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話し合いの単位となっているもの。
 - イ アによりがたい場合には10ha以上のまとまりのある農地で人・農地プランの作成・実行のための実質上の話し合いの単位となっているもの。
 - ③ ①の人・農地プランは、以下のいずれかに該当するものであること。
 - ア 人・農地プランが実質化されていること。
 - イ 平成31年度及び平成32年度に限り、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）により、人・農地プランの実質化に向けた工程表を公表した地区であること。
- (4) 新たに集積・集約化する面積の合計が概ね1ha以上であること。
- (5) 第5の「担い手不在地域への支援」を受ける場合は、本支援金を受けることはできない。

3 一度定めた「地域」の取扱い

- (1) 本支援金の交付を受けた「地域」については、初めて交付を受けた際の「地域」を2回目以降の交付額の算定に用いることを原則とする。
- (2) ただし、本支援金の交付を受けた後に人・農地プランの対象区域が変更された場合など、その後の事情の変化で「地域」の範囲を見直すことが必要であると市町村長が認める場合は、知事と協議の上、「地域」の範囲を見直すことができる。

4 交付額

1 経営体あたり20千円/10a

5 支援金の交付

(1) 交付申請手続

1の交付対象者は参考様式第2号を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、市町村長に対し提出するものとする。

(2) 交付決定及び交付手続

市町村長は、交付対象者から提出のあった交付申請書の記載内容が交付要件を満たしていることを確認の上、4の交付額を交付対象者に交付するものとする。

6 支援金の返還

本支援金の対象となった利用権の設定が、その効力が発生する日から6年を経過するまでに解約（利用権の移転を含む）された場合は、当該農地に対して交付された支援金の額に当該利用権が解約された日の属する月の翌月から起算した利用権の残存月数を当該利用権の契約月数で除して算出された率を乗じて算出された額を知事に返還するものとする。

ただし、農地の崩壊、土地収用法（昭和26年法律第219号）等による収用により利用権の設定が行われた農地が買い取られる場合等、やむを得ない事情があると知事が判断した場合は、この限りでない。

第5 担い手不在地域の農地を借り入れる担い手への支援

1 交付対象者

農地をまとめて借り入れる認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人等

2 交付要件

- (1) 事業実施年度の前年度の1月1日から事業実施年度の12月末日までに、機構を通じて新規に6年以上の利用権設定を行う農地であること。
- (2) 認定農業者等の所在地から、該当地域の代表的な集積農地までの移動距離が概ね5km以上であること。
- (3) 新たな利用集積をする面積の合計が概ね1ha以上であること。
- (4) 第4の「農地をまとめて借り入れる認定農業者への支援」を受ける場合は、本支援金を受けることはできない。

3 交付額

1 経営体あたり15千円/10a

4 支援金の交付

(1) 交付申請手続

1の交付対象者は参考様式第2号を作成し、記載内容を証する書類を添付の上、市町村長に対し提出するものとする。

(2) 交付決定及び交付手続

市町村長は、交付対象者から提出のあった交付申請書の記載内容が交付要件を満たしていることを確認の上、3の交付額を交付対象者に交付するものとする。

5 支援金の返還

本支援金の対象となった利用権の設定が、その効力が発生する日から6年を経過するまでに解約（利用権の移転を含む）された場合は、当該農地に対して交付された支援金の額に当該利用権が解約された日の属する月の翌月から起算した利用権の残存月数を当該利用権の契約月数で除して算出された率を乗じて算出された額を知事に返還するものとする。

ただし、農地の崩壊、土地収用法（昭和26年法律第219号）等による収用により利用権の設定が行われた農地が買い取られる場合等、やむを得ない事情があると知事が判断した場合は、この限りでない。

担い手集積支援金交付申請書 (農地をまとめて借り入れる認定農業者への支援)

市町村長 殿

担い手集積支援金(農地をまとめて借り入れる認定農業者への支援)の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には支援金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日	
交付申請者欄	フリガナ					申請印
	氏名又は 広域連携組織名					印
	フリガナ					
	代表者氏名 (広域連携組織のみ)					
	住所	(〒 -)				
		都道 府県			市区 町村	
電話	-	-	FAX	-	-	

(1) 交付対象地域の集積状況と機構から新たに借り入れた農地面積

地域名	地域内の農地面積 (A)		集積面積 (B)		新たに借り入れた農地面積 (C)		地域内の農地面積に占める新たな農地集積面積の割合 (C/A × 100)	
		a		a		a		%

(2) 機構から新たに借り入れた農地内訳

所在	地番	地目	面積
			m ²
合計面積			m ²
交付申請面積(a単位)			a

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
- ※ 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

(3) 交付申請金額

交付申請金額		円	(交付単価 20千円/10a)
--------	--	---	-------------------

(4) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------

担い手集積支援金交付申請書 (担い手不在地域の農地を借り入れる担い手への支援)

市町村長 殿

担い手集積支援金(担い手不在地域の農地を借り入れる担い手への支援)の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には支援金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日	
交付申請者欄	フリガナ					申請印
	氏名又は 法人名					印
	フリガナ					
	代表者氏名 (法人のみ)					
	住所	(〒 -)				
		都道 府県			市区 町村	
電話	-	-	FAX	-	-	

(1) 担い手不在地域の集積状況と機構から新たに借り入れた農地面積

地域名	地域内の農地面積 (A)		集積面積 (B)		新たに借り入れた農地面積 (C)		地域内の農地面積に占める新たな農地集積面積の割合 (C/A × 100)	
		a		a		a		%

(2) 機構から新たに借り入れた農地面積

所在	地番	地目	面積
			m ²
合計面積			m ²
合計面積(a単位)			a

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
- ※ 各筆毎の面積は㎡単位とし、1㎡未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

(3) 交付申請者の所在地から集積農地までの移動距離

移動距離	km
------	----

※ 交付申請者の所在地から、該当地域の代表的な集積農地までの移動距離が概ね5km以上であることが交付要件となっています。

(4) 交付申請金額

交付申請金額	円	〔 交付単価 15千円/10a 〕
--------	---	-------------------

(5) 個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する
------------------------	-------------------------------